

茨城沿岸海岸保全基本計画改訂検討委員会 設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、「茨城沿岸海岸保全基本計画改訂検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、茨城沿岸を対象に防護・環境・利用の調和のとれた海岸の保全に関する基本計画として策定された「茨城沿岸海岸保全基本計画（平成16年6月発行、平成28年3月改訂）」（以下「基本計画」という。）について、「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」の一部変更（令和2年11月20日農林水産省・国土交通省告示）「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」の一部改正（令和3年7月30日施行）等に基づき、海岸保全施設の新設又は改良に関する技術上の基準をはじめとする基本計画の記載内容の見直しを行うため、必要な指導、助言を行うことを目的とする。

(組 織)

第3条 委員の構成は別表のとおりとし、委員は知事が委嘱するものとする。

2 委員長は知事が指名するものとする。

3 委員長は委員会を代表し会務を総括する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が委員の内から指名するものがその職務を代理する。

第4条 茨城沿岸市町村の首長は、顧問として必要な助言等を行うものとする。

(代理出席)

第5条 委員または顧問（以下、「委員等」という。）に支障があるときは、当該委員等が委任する者が代理して会議に出席し、審議に加わることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、委員長は会議の公正又は円滑な運営が損なわれると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数の制限その他必要な措置を講じることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、茨城県土木部河川課に置く。

2 事務局は、委員会に付議すべき事項に関する資料の作成を行う。

3 事務局は、委員会の招集に関する事務を行う。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の意見に基づいて定める。

附 則

この要項は、令和7年9月22日から施行する。